

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン Ver.4

令和4年 5月18日  
川口市中学校体育連盟

### 1 はじめに

本ガイドラインは、「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（日本スポーツ協会）や「全国中学校体育大会実施上のCOVID-19感染拡大予防ガイドライン」（公財）日本中学校体育連盟）、「埼玉県中体連新型コロナウイルス感染症防止ガイドライン」（埼玉県中学校体育連盟）及び「学校再開に向けたガイドライン（新型コロナウイルス感染症防止対策）」（埼玉県教育委員会）に基づき、本連盟主催事業実施時の対応指針として作成しました。

各専門部におかれましては、本ガイドラインや各競技団体が作成する競技別のガイドライン等に従って感染拡大防止を徹底し、安全な事業運営に取り組んでいただきますようお願いいたします。なお、本ガイドラインは、現時点で得られている知見等に基づいて作成しています。

今後の知見の集積及び新型コロナウイルスの感染状況により、適宜見直すことがあり得ることに御留意ください。

### 2 主催事業開催に当たった際の基本的な考え方

主催事業の開催に当たっては、埼玉県並びに川口市の方針に従うことが前提です。また、運動部活動が学校教育の一環であることを踏まえ、以下の条件が整うことを開催の最低条件とします。

- ① 通常の学校教育活動が実施されていること。
- ② 埼玉県教育委員会から部活動に対して完全な中止要請が出ていないこと。（公式大会への出場や自校での日常練習が認められている。）

※あくまで最低の条件であり、市内の感染状況や大会規模等を踏まえて総合的に判断します。詳しくは別添の開催判断基準、大会参加基準を参照してください。

### 3 大会開催時の感染防止策について

以下の内容は、本連盟がその運営に当たり留意すべき事項を包括的に取りまとめたものです。各競技専門部におかれましては、競技の特性等を勘案して、下記以外の感染拡大防止のための必要な取り組みを適宜盛り込んでいただきますようお願いいたします。また、感染防止のため主催者が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をチェックリスト化したものを大会の受付場所等に掲示したり配付したりし、各事項が遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認することにより、参加生徒を含む大会関係者全員が感染防止のために取り組むことが必要です。

(1) 代表者会議等における留意事項

- ① 代表者会議は、必要最小限の人数の参加とし、できるだけ短時間で終える。
- ② 会議等を実施する場合は、人と人との間隔ができるだけ2m（最低1m）空くようにする。
- (2) 参加生徒・大会関係者への事前申し合わせ事項

① 開会式は規模縮小して開催することも可とする。（学校代表1名のみなど参加者の削減、挨拶の精選など内容の簡素化を行うこと。）閉会式、表彰も同様とする。

② 原則登録メンバーのみの来場とするが、応援生徒（部活動所属生徒）については、可能な限り参加できるように配慮する。

③ 保護者については、原則人数制限（1家庭につき0～2名）を設ける。種目によっては使用施設の収容人数と参加生徒を勘案し、入場を認められない種目もある。

※①については、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が取られている場合は、実施しない。

※③については、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が取られている場合は、無観客とする。

- ④ 大会に参加する生徒とその保護者が事前に本ガイドラインをもとに感染症対策に同意した事を確認し、所属校校長は、提出する大会申込書に押印する。
- ⑤ 感染の不安から参加を希望しない生徒については、無理に参加させない。このことについては、全ての指導者に対し周知する。
- ⑥ 参加生徒及び引率者等は大会前2週間分の体調を「健康管理シート」に記録し、健康管理を徹底する。
- ⑦ 引率責任者（顧問等）は、「健康管理シート」の写しを大会当日持参するとともに、「学校参加票」を提出する。
- ⑧ 観戦責任者（教員または学校長が認めた保護者）を必ず付ける。
- ⑨ 参加校は代表者会議において「観戦参加希望人数表」を提出し、決められた期日までに観戦参加希望表」を提出する。また、大会当日観戦責任者は、受付にて「観戦者一覧表」を提出する。

※日程が複数にまたがる場合は、「観戦参加希望表」と「観戦者一覧表」を実施日ごとに作成して提出すること。

- ⑩観戦参加希望表を提出した学校は、学校名、学年、氏名を記載した身分証を作成し当日着用させること。種目によってIDカードがある場合は、それに準じて作成するか配付されたものを必ず着用させること。

⑪以下の事項に該当する場合は、大会に参加することができない。（大会当日に書面で確認を行う。）

- ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
- ⑫ 参加生徒を含む大会関係者は全員マスクを持参し、競技等実施時・飲食中を除いてマスクを着用すること。（熱中症等の健康被害が発生する可能性が高い場合は外させる。）
- ⑬ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ⑭ 手洗い後に手を拭くためのタオルを持参すること。
- ⑮ 飲食物やタオルは個々に用意し、共用しないこと。
- ⑯ 競技等実施時を除いて、人と人との距離を確保すること。（できるだけ2mを目安に、最低1m）
- ⑰ 大会中に大きな声で会話、応援等をしていないこと。得点後の発声も控える。
- ⑱ 大会（試合）前後のミーティング等においても、3つの密を避けること。
- ⑲ 感染防止のために主催者が決めた措置を遵守し、主催者の指示に従うこと。
- ⑳ 大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス又感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

### (3) 会場で主催者が準備・実施すべき事項

#### 1) 手洗い場所

- ① 石鹸（ポンプ型が望ましい。）を用意すること。
  - ② 手洗いに關するポスター（「手洗いは30秒以上」等）の掲示をすること。
  - ③ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。
- #### 2) 更衣室、休憩・待機スペース
- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密にならないようにすること。
  - ② ゆとりのを持たせることが難しい場合は、一度に入室する人数を制限する等の措置を講じること。
  - ③ 室内またはスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。

- ④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。
- ⑤ 控え室等を使用する際は、入退室の前後に手洗い又は手指消毒を行うこと。

### 3) 洗面所

- ① トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ② トイレの蓋を開けて汚物を流すよう表示すること。
- ③ 石鹸（ポンプ型が望ましい。）を用意すること。
- ④ 手洗いに關するポスター（「手洗いは30秒以上」等）の掲示をすること。

### 4) 飲食

- ① 飲食は必要最小限にとどめ、指定場所以外では行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにするよう参加校の責任において指導すること。
- ② 飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。
- ③ 飲食場所は広さにゆとりを持たせ、他の者と密にならないようにすること。
- ④ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないように指導すること。
- ⑤ ゴミはすべて持ち帰らせること。

### 5) 会場

- ① 室内で行う場合は、密閉空間とならないよう換気設備を適切に運転し、常時2方向の窓を開放する（又は定期的に窓を開け外気を取り入れる）等の換気を行うこと。
- ② 通路や階段においての接触を避けるため、会場内の通行方法（左側通行など）を定めること。
- ③ 入場管理を徹底するために、可能であれば受付以外の出入口を封鎖すること。
- ④ 体調不良者専用の待機場所を用意すること。
- ⑤ 共用の競技用具を使用する場合は、使用前後には手洗いをし、使用中には顔ができるだけ触らないこと。
- 6) ゴミの廃棄（ゴミは持ち帰りが原則）
  - ① 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉し、縛った上で持ち帰らせること。
  - ② 万が一ゴミを回収する際にはマスクや手袋を着用し、鼻水、唾液等が付いたゴミはビニール袋に入れて密閉し、処分すること。
  - ③ 作業後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒すること。
- 7) その他
  - ① 唾や痰を吐くことは極力行わないよう指導すること。
  - ② 公共交通機関を利用する場合は、マスクの着用を徹底し、近距離での会話を控え、会場（自宅）到着後は、顔をできるだけ触らずに、速やかに手を洗うこと。

### (4) 大会当日の受付時の留意事項

- ① 受付窓口には、手指消毒剤を設置し、体温計を準備すること。
- ② 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテン等で遮蔽したり、フェイスシールドを着用すること。
- ③ 引率責任者（顧問等）に「健康管理シート」、「学校参加票」の提出を求め、体調の確認をすること。
- ④ 「健康管理シート」を提出した者以外の来場者（大会運営役員、引率保護者等）に「来場者体調記録表」の記入を求め、体調の確認をすること。
- ⑤ 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。）



- ⑥ 参加者がマスクを準備しているか確認すること。
- ⑦ 競技等実施時・飲食中を除いてはマスクの着用を求めること。（熱中症等の健康被害が発生する可能性が高い場合は外させる。）

(5) 参加生徒または顧問（関係指導者）の感染判明した場合の対応

1) 大会前

- ① 当該参加生徒、顧問、濃厚接触者と特定された者の出場（入場）は認めない。
- ② 団体競技においては、参加申し込み後の選手変更を認める。
- ③ 個人競技においては、欠場とする。
- ④ 欠場（棄権）の場合は、各競技専門部委員長に必ず連絡する。

2) 大会期間中

- ① 発熱等の症状を訴える参加生徒を確認した場合、保護者に迎えに来てもらい速やかに帰宅させ、医療機関に電話等で相談するように指導する。
  - ② 上記①の生徒からの聴取により、対面して一緒に食事をした等の接触があった者についても、念のため会場内における諸活動を中断させ、保護者に迎えに来てもらい帰宅させること。
  - ③ 上記①によって帰宅した生徒については、翌日以降の参加を見合わせること。
- 3) 大会後
- ① 感染者の所属する学校や行政機関の指示に従う。
  - ② 当該の専門部は、速やかに事故報告書を基に報告書を作成し、川口市学校体育協会事務局と感染者が参加した大会当日に会場内にいたすべての者に連絡をする。
  - ③ 感染者が発生した場合、感染者を特定しようとすることやSNS等で誤った情報を発信することのないよう、全ての関係者に対して指導する。

(6) その他

- ① 会場への移動等は、各学校で責任をもって行い、集団感染のリスク（3密の条件）を避けること。
- ② 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取り扱いに十分注意しながら、「健康管理シート」と「学校参加票」、「来場者体調記録表」は期間を定めて（2週間以上）保存し、専門部として予め緊急時の連絡体制を確認しておくこと。
- ③ 大会後に参加者から新型コロナウイルス感染症を発生したとの報告があった場合や、地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、施設の立地する自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくこと。
- ④ 各競技専門部は、本ガイドライン及び中央競技団体で作成したガイドラインを基に、競技の特性等を勘案して独自のガイドライン及びチェックリスト等を作成すること。
- ⑤ 今後、社会情勢が大きく変化し、通常の社会生活に戻るなどした場合の対応は、上記の限りではない。

## 川口市中学校体育連盟

新型コロナウイルス感染症に伴う大会開催、大会参加の可否判断基準 Ver. 4

### 1 はじめに

本判断基準は、川口市中学校体育連盟(補助金や施設利用減免措置のため要項上は学校体育協会)が主催もしくは主管して行う、通信陸上競技大会、中高水泳記録会、中学校総合体育大会、市民体育祭(中学校の部)、駅伝競走大会の開催判断基準です。複数の種目を開催する大会にあっては、大会開催施設の規模や種目特性などを踏まえた個別の判断は原則しないことといたします。しかしながら、大会は日常部活動の練習成果を発揮する場であることから、通常活動している部活動が設置されていない相撲競技についてはこの限りではないものとします。

### 2 大会の開催・中止について

#### 【基本方針】

大会を開催する場合は、リスクを徹底して排除し、安全と安心を担保する。

下記に示す内容については、あくまで一例であり突発的な事例については、その都度判断していくものとします。

①大会開催期間に埼玉県を対象に緊急事態宣言が出ている、まん延防止等重点措置の適用がされている。

→部活動に係る制約によって開催の可否を判断する。

※その場合、川口市中学校体育連盟の本部役員によって、開催の可否について検討をする。

②大会開催中に埼玉県を対象に緊急事態宣言が出される、まん延防止等重点措置の適用がされる。

→部活動に係る制約によって開催の可否を判断する。

※大会日が重なる競技は、専門部ごとに会議を開催し、意見集約の上、川口市中学校体育連盟の本部役員によって、開催の可否について検討する。

③新型コロナウイルス感染症の感染拡大がみられる場合

→大会期2週間前以内に新型コロナウイルス感染症を起因とする臨時休校措置が市内中学校20%(5校)で行われた場合は、大会を中止とする。

※臨時休校措置は、校内の複数学年に感染者が発生しており、感染症拡大防止のための臨時休校措置をいう。

④日本中学校体育連盟、関東中学校体育連盟、埼玉県中学校連盟が開催または中止の判断をした場合

→上記の判断を参考にし、川口市中学校体育連盟として感染状況や大会規模を踏まえて判断する。

⑤各競技団体が主催する全国大会や関東大会などの予選を兼ねており、それらの大会が開催又は中止の判断をしたとき

→川口市中学校体育連盟が主催もしくは主管する大会で上位大会として位置づけるものは日本中学校体育連盟、関東中学校体育連盟、埼玉県中学校体育連盟が主催する大会である。途中から各競技団体が主催する大会は上位大会として認めない。そのため、それらの大会の開催状況については一切考慮しない。



⑥大会の開催中止判断について

→大会の開催、中止の判断は川口市中学校体育連盟、川口市立中学校長会、教育委員会の代表が協議して決定する。

※川口市中学校体育連盟の意見集約は、その時々の検討する時間を勘案して、会長、副会長、理事長、副理事長等で行われることもある。

3 大会の参加について

生徒の大会参加にあたっては、感染症ガイドラインと大会出場について保護者の同意を得ていることが前提になります。同意の得られない生徒の参加は認められないことに加え、同意を強要することやその生徒に不利益になるようなことはありません。

① 大会参加日 7 日前に休校・学級閉鎖の措置の取られた学校について

→感染者、及び濃厚接触者と特定されたことにより出席停止命令を受けた生徒については出場を認めない。団体種目についてはメンバー登録の変更を行う。個人種目については棄権扱いとする。

※大会参加日とは各競技において、自校の試合が行われる初日とする。個人種目のある競技については同様とする。

② 大会参加日 2 日前から大会参加日に休校措置もしくは学級閉鎖措置となった学校について

→濃厚接触者及び体調不良者の出場は認めない。それ以外の生徒の参加については、川口市中学校体育連盟、川口市立中学校長会、教育委員会の代表が協議して決定する。

③ 大会途中で休校措置もしくは学級閉鎖措置となった学校の扱いについて

→濃厚接触者及び体調不良者の出場は認めない。その場合、不戦敗扱いとする。

④ 大会途中で濃厚接触と判定された生徒が出た場合

→濃厚接触者及び体調不良者の出場は認めない。それ以外の生徒の参加については、川口市中学校体育連盟、川口市立中学校長会、教育委員会の代表が協議して決定する。

⑤ 当日、発熱している生徒がいる場合の扱いについて

→大会出場を認めない。その他の部員と接触した場合、聞き取り調査を行い、対面して一緒に食事をした等の接触があった生徒についても帰宅させ出場を認めない。これらの生徒については翌日以降の出場も認めない。

⑥ 大会期間中に同居者や身近な人に感染力疑われる方が発生した場合

→当該生徒の大会への出場は認めない。

⑦ 試合終了後、新型コロナウイルス又感染症陽性者がチーム内に確認された場合

→当該チーム並びに当日対戦した相手チームはその勝敗の結果に関わらず、翌日の試合において不戦敗とする。

※参加生徒が完全に陰性が把握できないため。

⑧ 代表者会議後に埼玉県を対象に緊急事態宣言が出される、まん延防止等重点措置の適用がされる場合。

→申込時と感染状況が大きく異なることから、再度保護者に対して参加同意書を得ること。



Q1 埼玉県中学校体育連盟連ガイドラインと川口市中学校体育連盟ガイドラインのどちらに従うべきですか。

川口市中学校体育連盟ガイドラインは埼玉県中学校体育連盟ガイドラインを参照して作成したものです。川口市の大会の主催者は川口市中学校体育連盟ですので、川口市中学校体育連盟ガイドラインに従うこととなります。しかしながら、埼玉県中学校体育連盟から特別な指示があった場合には、指示事項について従うこととなります。

Q2 緊急事態宣言が出ていないければ大会は開催できるのでしょうか。

緊急事態宣言が出ていなくても市内の感染状況や医療機関のひっ迫状況、部活動を起因とするクラスタの発生状況などを踏まえ、総合的に判断していくこととなります。したがって緊急事態宣言が出ていないニ大会の開催決定とはなりません。また、緊急事態宣言が出ていたとしても、部活動に対する制限がわからない場合は大会を開催することもあります。

Q3 大会中止とする際に、原則競技ごと個別の対応をしないのはなぜですか。

複数種目を開催する大会については、参加対象となる全ての子供にその機会を提供する必要があると考えます。そのため原則個別の判断はせず、川口市中学校体育連盟として全種目共通の対応を取ります。

Q4 開閉会式は実施しなくても差し支えないでしょうか。

競技上の注意事項や適用競技規則など必ず指示しないければならないことについては、実施する必要があります。専門委員長の挨拶や来賓の挨拶など、競技運営に差し支えないものについては実施する必要はありません。閉会式についても、結果は放送で行うなどの方法で実施し、生徒が一堂に会する機会を減らし、密集・密接を回避することか好ましいといえます。

Q5 保護者を会場に入れることは可能ですか。

緊急事態宣言時やまん延防止等重点措置時では人流を抑制することや感染症対策を徹底するため保護者の入場はご遠慮いただけます。緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が出ていないければ、大会出場生徒や応援生徒の入場を最優先としたうえで、各競技会場の収容人数や、保護者の入場に対応するための役員を確保し、各家庭保護者2名を入場させることができます。

Q6 保護者を入場させるために役員数を増やしてよいか。

大会期間中も学校では授業を実施しています。これまでも大会開催時には学校に残っている生徒の対応や自習監督のための教員の確保など学校運営に支障ない範囲で対応しているところです。このことから保護者対応のための役員の増員は、学校運営に支障をきたすことか想定されるため、認めることはできません。

Q7 未就学児を連れての保護者の入場は可能か。

1 家庭2名の入場制限を設けていることから、原則入場は認めることはできません。しかしながら、保育園の休業日など未就学児を連れてこざるを得ない理由がある場合に限り、認めることができます。その際は、鶴嶺申込書の備考欄にその旨を記載して申し込みを行ってください。



Q8 入場できない保護者のために、記録系の保護者や業者を会場に入れることはできますか。  
できる限りの会場に行く生徒等に記録してもらおうことが望ましいです。保護者や業者を入場させることは健康状態や行動履歴の把握が難しく、感染リスクを高めることから、遠慮していただくようになります。ただし、卒業アルバム用のカメラマンのみ入場を認めます。

Q9 メンバー外の生徒は会場に入ることができませんか。また、大会役員等として生徒を入場させることは可能ですか  
メンバー外の生徒の入場については、教育的配慮から収容可能人数であれば会場に入れることができます。また、大会の役員の補助員など大会運営上必要な人員については、あらかじめ専門部が必要とする人数を集約の上、川口市中学校体育連盟本部に報告し、入場を許可します。

Q10 保護者の参加同意を得られない生徒は大会に参加させることはできますか。  
保護者が感染症対策に同意しない生徒の参加は認められません。そのような生徒保護者に同意書を強制的に取り付けることは許してあってはなりません。また、同意書を提出しない生徒が不利益を受けることが無いよう、各学校の指導者はその他生徒に対して適切に指導する必要があります。

Q11 健康管理シートは学校の健康観察と兼ねることはできないか。また、各中央競技団体が定める様式ではダメか。  
健康管理シートは各中央競技団体が定める様式の項目を網羅しています。競技によっては設定していない項目もあることから、感染症対策に万全を期すため川口市中学校体育連盟の定める健康管理シートを使用してください。

Q12 大会役員や引率教員も健康管理シートは必要か。  
当日来場者の健康状態を把握するため必要です。

Q13 当日健康管理シートを忘れた生徒の参加は可能か。  
受付時に、日常の健康状態を顧問が把握しており、保護者に当日までの健康状態に異常が無いことを確認することができれば参加することを認めます。

Q14 トーナメントなどにより大会日程が数日間にわたる場合の健康管理シートの取り扱い。  
当該学校が出場する初日に2週間前からの健康管理シートの写しを提出し、2日以降については、学校参加票のみを提出することとします。2日以降は当日の健康状態や家族など身近な人にPCR検査を受けている方がいないか等、丁寧な聞き取りを各校顧問が行い、参加生徒の健康状態を把握してください。

Q15 原則競技中以外はマスクを着用するが、熱中症予防のためマスクを外すことは可能か。  
原則競技中以外はマスクを外すことはできません。大会当日の気温等により、熱中症防止のためマスクを外すことは可能です。その際は生徒間の距離を十分に確保したり、大声を出したりしない等、指導を徹底することが必要です。



Q16 当日会場で発熱した生徒の対応は。

保護者に連絡をし、迎えに来てもらい速やかに帰宅させます。また、聞き取りの結果、飲食を共にしたりマスクを外して会話をしたりした生徒についても保護者に連絡をし、速やかに帰宅させることが必要です。以上の措置を取った生徒の翌日以降の大会参加はできませんので、事前に保護者に周知しておくことが大切です。

Q17 大会会場への移動に公共交通機関の利用は可能か。

市内の大会においては可能であれば利用を避ける方が好ましいと考えます。しかしながら、種目によっては移動距離が長くなることから、生徒の安全を考え公共交通機関を利用することも想定されます。その際は、マスクを必ず着用するとともに、混雑時間の利用は避けるなど各学校で責任をもって利用することになります。

